

【目次】

【TAAF 事業】

- ◆ 本会 設立 70 周年記念ロゴマーク募集要項

【行政トピック】

- ◆ 国交省／建基法告示の採光規定緩和／都市部で保育施設整備促進
日刊建設工業新聞 [2017 年 10 月 25 日]

◆ 本会設立 70 周年記念ロゴマーク募集要項

平成 30 年は、本会設立 70 年目の節目の年となります。

本会では、これを記念して建築設計に対し親しみを感じ、未来へとつなぐ
設立 70 周年記念のシンボルとなるロゴマークを募集します。

1. 募集内容

「一般社団法人東京都建築士事務所協会設立 70 周年」を象徴するロゴマーク

2. 応募資格

東京都建築士事務所協会会員（会員事務所の所員及びそのご家族も応募可）
募集の詳細申し込み等は下記よりご覧ください。

<http://www.taaf.or.jp/>

◆ 国交省／建基法告示の採光規定緩和／都市部で保育施設整備促進

日刊建設工業新聞 [2017 年 10 月 25 日]

国土交通省は、建築基準法の告示で定める採光規定を緩和する。

都市部に多い保育施設に入れない待機児童（16 年 4 月時点約 2・4 万人）
を減らすため、都市部の住居系地域にある既設の業務ビルや住宅で、
用途変更によって保育施設を整備しやすくするのが狙い。

保育室を対象に、照明設備を設置すれば窓などの開口部の必要採光面積が
緩和される特例措置をさらに緩める。

告示案で定める採光規定の緩和措置は、

▽保育室の実態に応じた採光の緩和措置合理化

▽土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制導入

▽一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法弾力化—の 3 項目。

このうち、保育室の実態に応じた採光の緩和措置の合理化では、

照明設備（照度200ルクス以上）を設置すれば、確保すべき開口部の採光有効面積が床面積の「5分の1以上」から「7分の1以上」へと緩和される現行の特例措置をさらに緩める。告示は来年1月までに施行する。

詳細記事は、下記よりご覧ください。

<http://www.decn.co.jp/?p=94927>

～関連内容～

◆大規模マンションにおける保育施設の設置を促進します～国土交通省と厚生労働省連名で通知を発出～

国交省 HP より http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000116.html

発行：一般社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3階

協会事務局 TEL:03-3203-2601 FAX:03-3203-2602

登録センター TEL:03-5272-1069 FAX:03-5272-1071

支援協会 TEL:03-6228-0571 FAX:03-6228-0572

URL:<http://www.taaf.or.jp>
